

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和2年7月7日（火） 午後2時～午後4時15分
会場名	埼玉会館 3C会議室
<p>(出席委員名)</p> <p>・木下 博信 ・福田 弘 ・栗山 昇 ・小野田正範 ・八代 善彦 ・渡辺 大輔 ・笠松 直美 ・田中 達哉 ・堀 尚人 ・時山久美子 ・小澤 道夫 ・椎名 久和 ・鈴木 英之 ・濱 由樹 ・新保 正俊 ・関口 充 ・西川 達男 ・加藤 英明 ・塚越 洋子</p> <p>(欠席委員名)</p> <p>・宮内 礼子</p>	
<p>1 報告</p> <p>(1) 令和2年度人権教育課組織体制について</p> <p>○ 資料4（令和2年度人権教育課組織体制）に基づき説明</p> <p>【質疑応答】 特になし</p> <p>(2) 令和2年度人権教育課事業概要について</p> <p>○ 資料5（令和2年度人権教育課事業概要）に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 啓発の推進は結構なことであるが、検証が必要である。配布した結果、学校でどのように活用されているか、どのような効果があったのかなどの検証は行っているのか確認したい。</p> <p>事務局： 当課から配布した指導資料や「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の活用については、年度末に各学校に対してどの程度活用したのか、どのような効果があったのか等、調査により把握している。</p> <p>児童虐待防止啓発リーフレットの配布について、啓発した結果がどうだったのか、つかむことは難しい面がある。当課主催の各種研修会で管理職、人権教育担当者にリーフレットを作成したのでぜひ御活用ください、などと必ず広報しているのが現状である。今後も効果検証に資するものがあれば取り入れていく。</p> <p>委員： 児童虐待防止啓発リーフレットは「児童虐待の早期発見」「子育てに不安や悩みのある方」の内容をメインに作成したほうが良いのではないか。</p> <p>事務局： リーフレットは、今年度、新入学予定児童の保護者に配布を予定している。各学校では、就学時健診などの際に親の学習講座等が実施され、保護者同士がお互いに子育ての悩みを共有できるような話し合いが行われている。そのような場でリーフレットが活用できるように、と考えて作成している。今後、いただいた意見を取り入れ、子育てに関する悩みを相談できるような形にしていこうと考えている。</p> <p>委員： 6年前から就学時健診で親の学習を行っているが、その時点で児童虐待防止啓発をしても遅いのかな、というのが現状である。本当に困っている親は、そういったところでは発言をされない。啓発物について、私のNPOではQRコードを</p>	

付けることによって、皆さんが家庭や子供の悩みなどを相談されるようになった。権利を主張する保護者はたくさんいるが、実際権利を主張してほしい保護者のところまで情報が届いていないのが実情である。簡単に相談窓口が分かるようにすることや広報の仕方を変えると良いのではないか。

子供の人権を大人や社会が守るのが大切だと思う。そのような具体的なものを、もう少し明確に伝えたほうが活用しやすいのではないか。

事務局： 相談窓口の案内ということだか、確かにQRコードなどをつけたほうが活用や相談をしやすい。他の場面でこのリーフレットがどのように活用できるのか、今後も必要性について考え、改善できるようにしていきたい。

2 協議

(1) 児童生徒の抱える様々な課題への支援における学校の役割について

- 資料6（児童生徒の抱える様々な課題への支援における学校の役割について）に基づき説明

【協議】

委員： 現場の先生に負担が集まり、子供たちと向き合う時間がかなり減ってきている状況がここ10年ぐらい教育現場にあるように感じている。適切に子供たちの人権を伝えることは大切であるが、同時に一人一人の子供たちに先生方が向き合える時間をどうつくっていくかという、そのバランスをとりながら人権教育というのを考えていかななくてはいけないなということを、難しいことでもあるが大切な視点であると考えている。

委員： 今の時代に合った人権啓発、人権教育や活動について、どのようなものが一番適しているのかをみんなで考えていかなければならないと思っている。新型コロナウイルス感染症については、我々人権擁護委員も人権侵害が起こっていると感じている。感染について調査をしても言いたくない、言わないことについて国には強制力がないものの、確認をしなければどうしようもない。そして、また感染が広がっていく、と悪循環になっている。しかし、人権を無視してはいけないと思う。

人権の啓発活動は、人権擁護委員の最も重要な職務の一つである。今後、我々も埼玉に450名いる人権擁護委員としての立場で人権についていろいろな形で啓発活動をやっていきたい。試行錯誤の状態だが、学校関係者も非常に御苦労されている。これからは、新しい時代に向けての知恵を出し合って、一つの方向性を見出すということは、大事であると思う。

委員： 社会教育の分野では、新型コロナウイルス感染防止対策の影響で会議が開かれていない。県全体の実情がなかなか分からないというのが現状である。コロナ禍のもとで社会教育をこれからどのように展開していったらいいのか、今どのように動いているのか掴めていない状態である。いずれにしても、早く新型コロナウイルス感染が収束し、社会教育ができるようになればと思っている。

委員： この頃コロナ禍で、女性、子供、障害者、外国籍の人、性的マイノリティなど、ダブルマイノリティやトリプルマイノリティにしわ寄せがきていると感じている。

人権教育を土台に位置付けていきたいと考えている。

委員： 子供たちと関わって思うことは、人権教育は学校の役割ではなく、地域が担うものであるということである。いろいろな事業を進める中で、本当に学校現場は大変だなということを痛感している。それぞれの立場での人権、子供の人権、保護者を支える人権、などと考えると、地域でも教えられるのではないか。地域が学校を支えるのも人権の一つではないかと考えている。

委員： 人権問題で、今、一番気になるのは児童虐待である。その中で親の教育力という非常に大きな課題がある。相談窓口はあるが、そのような保護者は活用しないのではないか。保護者の話を聞きながら、学校ができることは何か、といった形で先生方は大変親身に話を聞き対応している。人権というのは、ほとんどが教育活動の一部である。いろいろな観点から学校としてできることをやっていこうと考えている。

委員： 今回のコロナ禍で、学校が約3か月休校となり、授業の補充はどうするのかと、世間では盛んに言われていたが、実は一番心配であったことは、家庭的に問題を抱えている生徒がどのように3か月を過ごしているのかであった。職員に常に言っていたのは、もちろんICTを使って学習することも大事であるが、課題を抱えている生徒と連絡を密にするようにということだった。こういったときこそ生徒が、非常に苦しい状態になっているのではないのかという心配がある。学校がいかに児童生徒と深く関わっていたのかという学校の価値観を新たに認識した。学校だけではなく、地域などいろいろなところで子供たちを育てていくようにしていかないと、学校だけでは大変であると感じている。今回のコロナ禍が、これからの子供たちへの教育を見直していくことを考える機会になったと感じている。

委員： 子供たちには様々な人権問題があり、正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権課題を解決していく力を育成する、ということに焦点化して取り組んでいる。特に子供たちの場合は、自分を大切にすること。それから、相手の人の大切さを認めるということから取り掛かっている。特に「人権感覚育成プログラム」の活用については、ふわふわ言葉や、ちくちく言葉など、一生懸命どの学年も取り組んでいる。

先程から地域との連携が大切だと話があったが、本町では、母子手帳を交付された時から温かく見守っていこうということで、ネウボラ（フィンランド語で「アドバイスの場」の意味。妊娠期から出産、就学前にかけての母子とその家族を対象とした切れ目ない子育て支援制度のこと。）という考えをもとに相談がうまく繋がるようにできている。これを大切にしていかななくては、という思いを強くしている。

委員： 改めて今感じているのは、子供と向き合う、子供の声を聞くということが、今すごく大切であるということである。新型コロナウイルス感染防止対策で、3か月間の臨時休校というのは私自身も初めてのことであり、そのような中で改めて学校とは何だろうか、というのを感じている。

人権教育の大切さは考えながらも、コロナ禍で初めての体験を我々はしたので、

今後、人権教育をどう考えるかということのを改めて考え直す時なのではないかと思っています。

委員： 人権教育課がいろいろなリーフレットや冊子を作り、啓発事業をしているが、それが現場で役に立っているだろうか。現場の先生たち、しっかり使ってくれよ、というような思いは、常に人権教育課にはあるのではないかと思う。しかし、本当に現場は忙しくていろいろな対応でお腹いっぱい。でも困っている。先日、人権教育に関する授業の組み立てに悩んでいる先生に「人権感覚育成プログラム」を見せた。学習指導案もついているし、現場で役に立つ。

なかなか即効的に効果は出ないが、じんわり効いてきていると思っている。だからその橋渡しを常にしていかななくてはいけないと思うし、人権教育課と現場の我々が人権を大切にす、という気持ちでこれからも取り組んでいかなければいけないと思っている。

委員： 新型コロナウイルス感染防止対策で公民館を一時閉鎖したが、今は開館している。公民館を運営するに当たって人数制限するなど、運営もかなり大変になっている。公民館の自習席に来ている子供の声を聞くと、家でちょっと問題があったとか、そういった方がかなり利用していたのは把握している。その自習席が今、使えない状態となっている。

委員： 国立女性教育会館事業について、新型コロナウイルス感染防止対策の影響で、事業をやめたほうがいいのかというような議論もあった中、国連事務局長から、コロナ禍などそういった災害時、女性の虐待というのは非常に顕著になる。そのため防止する取組は止めないで欲しいというメッセージが発信された。今、やることの意義がとてもあるのではないかということで、オンライン研修を計画した。オンライン研修により、今まで参加できなかった人が参加できるようになった。参加者が2倍、4倍と、ものすごい数になって、ピンチがチャンスになった。

学校における研修については、学校における男女共同参画の研修プログラムと教材を開発し、実践した上で検証する、という文部科学省の委託事業を今年受けた。我々が取り組むべき課題と考えているのは、アンコンシャスバイアスという、いわゆる無意識で男女差別をしてしまうもの。それを学校の先生や子供の頃からのいろいろな積み重ねの中で、意識として刷り込まれていると。例えば、男らしくしなさいとか女の子らしくしなさいみたいな言葉の中に、実はそういったアンコンシャスバイアスが含まれてくる、ということが怖い。それが積み重なって育っていくとやはり大人になった時に、そういった固定観念的なことが刷り込まれている可能性がある。そこを何とかしなくてはいけないということで、教材を開発する取組を今年は進めていこうと考えている。

委員： 人権教育というのは、地域、保護者が一体となって行う、という話であったが、私が考えるに、まずは市町村の教育長、それぞれの学校の校長、トップが人権意識をしっかりともち、それぞれの経営方針の中に人権教育を基盤にして行う、ということが大事であると思う。もう一つは、ゆとりのある時間の中で、また生活の中で、教師と子供の関係が深められる。そして、これが人権意識の向上に繋がる。そのような方針で人権意識の向上があつてこそ、保護者、地域は理解し、ともに

連携して人権教育を進めるのではないかと思います。

先程の現場の先生の話は私も同感であり、学校は一生懸命やっている。先程検証の話があったが、教育委員会は何でも学校に調査をかけている。新しい生活様式と言われている中で、また教員の負担軽減を考えるにあたって、何でも調査すればいいわけではない。やはり教育委員会は調査を減らさなくてはいけないと思う。ぜひとも学校現場を見て、教育委員会が検証する、子供の姿を見て検証する、そのような方法でもいいのではないかと思います。

委員： 新型コロナウイルスのいわゆる市中感染、日常生活の中の感染がいよいよ出てきており、大変憂慮している。小・中学生の児童生徒の中から感染者が出てくると、その子供たちに寄り添った人権意識をいかにもつのか、ということが非常に大きな課題となる。うちは小さな町であるから、一斉登校をしているが、分散登校をしているところもある。そうすると、教室を一日2回消毒することもある。それを全部子供たちが帰った後、夕方とか7時過ぎなど遅くまで行う。そのような中、心にゆとりのないところで感染した子供に寄り添った関わり方ができるのか、とても心配である。したがって今、小さな町でも地方創生臨時交付金を学校現場に、ぜひその先生方が行っている消毒作業を含め、いろいろな意味で、子供たちに全面的に向けられるような体制作りには行政は取り組んでいかなければならない。

委員： 児童相談所の相談状況について、中央児童相談所では、約1,800件の虐待通告があり、前年度比13%増ということで、その前の年と大体同じぐらいの増加である。県全体もおそらく同様であるのではないかと思います。学校からの通告が昨年度141件、その前年度は90件だったので、50%以上増加と非常に増えている。一つ考えられるのは、ちょうど野田の事件を受けたことが大きいというのが一つ。それから、児童本人からの通告が昨年度は2件。その前の年は12件。非常に減っているが、私は悪いことではないと考える。子供自身が相談所に電話をするのは、非常に勇気がいることだと思う。その意味では、これは学校からの通告が増えたということと関係があるのではないかと解釈をしている。身近にいる先生方が子供の様子に気付く、あるいは子供が先生に相談をする。そういったことから、学校が認知をして学校が通告する。子供が直接知らない人もいる相談所に連絡するのではなくて、学校の先生を通して、通告が入る。これは、学校の役割、身近にいる大人の役割ではないか。

新型コロナウイルス感染防止対策による休校措置について、児童虐待が増えるのではないかと等、いろいろな報道があった。実際の数字としては、当初の相談でも前年に比べ3月、4月は増えたが、5月、6月は減っている。当然学校からの、通告は少なくなっている。国でも、子供の見守り等いろいろな方法で様子を見ている。学校が開始された後、問合せをするとすぐに子供の様子など返事をもらうことができる。学校の役割、子供を見守っているということを改めて感じた。

委員： 新型コロナウイルス感染防止対策の影響で、仕事が不安定な方がたくさん増えている。そうすると、社会的弱者と言われる高齢者、もしくは子供たちに対していろいろな虐待等の恐れが出てくるのではないかと思います。

先日、介護の初任者研修で講義をした。これから介護を始めようと、希望と不

安をもっていろいろな方が集まる中で私は必ず言うことがある。高齢者一人一人はまず個人であるので、その個人の尊厳を大切にしてください。相手の気持ちを大切にしてください。その方は世界にたった一人オンリーワンです。認知症介護の中で、「パーソン・センタード・ケア」という考え方がある。その人を中心にケアをしていくというものであり、こういったことを常々話している。これがまさに人権教育ではないかと思って、日々仕事をしている。

委員： 人権教育というのは、人と人との繋がりであるので、生徒にどう伝えて、分かってもらえるかは、教員の人間的資質がすごく重要である。なぜ人権教育をするのか、と言われたときに正しいものを学ぶことが必要であるからだ、ということをもまず子供たちに教える教育をしていかなければならない。そのためには、教育をする現場の教員がしっかり認識していないといけない。私は教員であるので、生徒と接するときには、思いやりが大切であるなど、心を大切に授業や教育を行いたいと考えている。

委員： 児童虐待防止啓発リーフレットはすごくありがたいが、現実問題として、そういった児童虐待等をしている保護者こそ読まない、伝わらないということが挙げられる。私もいろいろ経験してきたが、課題のある生徒の背景には、そのような保護者がいることがある。そういった保護者のところに伝わるには、どうしたらいいのか。なかなか答えが見つからないが。

そして、一番困ってしまうのは、虐待を受けた子供が虐待を繰り返すことである。私達が学校でできることは、絶対自分の子供には虐待をさせないという教育をすることだと思う。今、現実問題として虐待をするような親をどうしたらいいのか、学校としても頭を抱えている。リーフレットは、非常にありがたいのだが、親を教育できるというか、そのような手段があれば一番ありがたい。

委員： いじめと児童虐待を同列で話をするというのは、ちょっと違うのではないかと思う。いじめというものは、子供たち同士の問題。児童虐待というのは保護者と子供との関係。内容が違ってくる。いじめは、学校での問題である。しかしこれが企業とか社会になると、ハラスメントとなる。世代によって同じ内容のものであっても、ちょっと捉え方が違ってくる。児童虐待の場合、学校の先生方は、親と子供との関係について対応していると思うが、それには限界がある。

過去PTA会長だった時に、家庭教育が一番大事であるとPTAの方々に言っていた。やはり、いじめと児童虐待は質が違う。我々は人権擁護委員として両方とも、あるいは企業のハラスメントなどを含めて啓発活動をしている。教育の現場がこういった問題を取り扱っているのは、やはりある程度厳しい壁があるのではないか。先生方に頼らず、企業なり社会なり町の地域社会、そういったものを含めた形で、真剣に取り組んでいかないとなかなか解決しないと考えている。

委員： 児童虐待だと、ぎりぎりまで子供が親を庇うことがある。親のことは悪く言わない。最後の最後になって、先生実はこうだったんです、と言われることがあった。子供というのは、先生のことだったら親に言うけれども、親のことを先生にはなかなか言わない。こちらからどう？と言っても、大丈夫、心配しないでと。家庭のことを子供がもっと話してくれるのであれば、学校も対処のしようがある。

そこまで子供が人権意識に目覚めていくには、ものすごく時間がかかる。だが、手をこまねいているわけにはいかないので、そういったところにどう切り込んでいけるのかが、学校現場として大事なところである。そのためには、第一に信頼関係、何かあったら話してね、など子供とのパイプを常に作っていくことが必要ではないか。

委員： 今回のテーマは、市議会の一般質問であった。児童虐待について、学校の役割に関して教育長の見解はいかがか、という質問であった。私の答弁は、一つ目は、学校がいち早く子供の変化に気付くこと。児童虐待の対応力向上の研修をしっかりとやること。二つ目は、日頃からすべての保護者と連携を図っていなければいけない。子供を通じた連携をしっかりと図っていかなくてはいけない。最近では家庭訪問ができなくなり、家庭が見えないので、虐待などの兆候がなかなか掴めない、という声を学校の先生方から聞く。家庭訪問は難しいが、別の方法で連携をしっかりとっていかなくてはならない。三つ目は、やはりPTAなどの組織、また自治会の連合会、こういう方々と連携、また啓発を進めていくということが学校の役割、教育委員会の役割であると考えている。

委員： 調査に関して、本当に学校現場の先生方に大変な負担をおかけして申し訳ないと思う。今、各学校から、いろいろな相談が上がっている。この課題については正解がない。しかも一人一人セクシュアリティやして欲しいことが違う。県内のいろいろな事例がすでにあるので、それをそのままは子供に活用できるわけではないが、先生方のヒントとなればと思う。県教育委員会の方と一緒に調査をさせていただくことになっているので、何卒御協力をお願いしたい。

性的マイノリティのリーフレットに関しても、これだけ関心は高まってきているが、高校生などに聞くと、まだまだ休み時間などで意識的、差別的な発言ではなく、お前らしくっついて気持ち悪いぞ、とポロっと言うようなことが起こっている。わかりやすい形で、一人一人が手に取って読んでもらえるものになればよいと思う。

そして、その後の検証というものがものすごく難しい。教育の評価自体が難しいので、例えば、分かりやすい形といえば、県内の学校の名簿に性別がないものにすべてなればよいと思っているし、整列する時は男女別じゃなく、性別関係なく並べるようになればよいと思っている。保健体育の授業でも思春期になったら、異性に関心が高まる、とあるが、実は違うよね、と先生が言ってくれたらいいとも思う。何かそのような細かいところの検証方法がなかなかない。あとは制服の自由化、選択自由化。そのようなところは、目に見えるところであるので、だんだん自由が広がり保証されて、というのはいいかなと思うが、意識の部分を見るというのは難しい。意識の変化も含めて助けとなるリーフレットになればよいと思っている。

委員： ジェンダーに関わったことがあるのだが、県立高校の制服に対してすごく違和感をもったようだ。この子供は高校卒業後に戸籍を変えた。その時の弊害は何だったかというところ、社会の理解のなさ。ただ学校の先生方は子供たちに共感してサポートしたと思うが、子供たち同士ではSNSを通じて助け合った。実際は、そこに関わらない大人、社会が偏見を招くと思う。

もう一例、性別を変えたという学生について、私が主催している団体に参加を促した。そこで交流をした小学生の子供たちは全然気にせずを受け入れていた。子供の感覚というのは、LGBTに対しても、小さい頃からそういった感覚であれば受け入れやすいのではないか。困ったのが地域のスタッフの高齢の方。やはり根底にそういった経験値がないと、差別というところに繋がる恐れがある。先生方は子供たちに共感する、理解する、ということではプロフェッショナルだと思うので、そういったところの発信も考えていただけたらいいと思う。

委員： 制服について、本校は昨年度から女子のスラックスがOKとなっている。前任校も同様であり、何人かの生徒が履いていた。男子のスカートもありだと思っている。そこまでは、聞いたことはないが。名簿に関しては、多くの学校が男女混合となっている。並ぶときも同様である。保健体育に関しては、3年生になると種目のローテーションになるときもある。体力的な問題も考慮して1年生のうちには別にしてあることもある。高校現場も少しずつ変わっている。教員対象の研修会では、LGBTについて講師を呼んで実施した。教員についても動き出している。

委員： 委員の話にあった小さなことからできることについて、小学校では、男女混合名簿だとか、整列するとき男女別とか、卒業式入学式で男女別になっているなど、そのようなものは簡単に解消できると思うが、管理職がなかなか首を振らない。今までこうだったから、うちの学校だけ変えるわけにはいかない、などここが課題となっていると思う。

リーフレットを作成し、全職員に配布するのはとてもいいと思う。しかし、学校によっては机の上に配布して終わってしまうことがある。管理職や人権教育担当が研修を受けてきたら、校内で伝達研修ができればよいのだが、できない場合には資料を職員の机の上に置くだけとならないように少し意識をして読んでください、というような言葉があるといいと思う。

会長： 大変貴重な御意見に感謝する。本日の委員の皆様からいただいた意見を、今後の県教育委員会の人権教育の施策に生かしていただければと思う。

3 その他

- 委員からは特に意見なし

4 閉会